2018 年 7 月 12 日

保険薬局　各位

佐久市立国保浅間総合病院　薬剤科

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」

当院では、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者様への薬学的ケアの充実および、処方医や保険薬局様の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」を運用しています。プロトコールに基づき処方変更した場合は、FAX にて薬剤科へ情報提供をお願いします。電子カルテ内処方歴の修正と、次回からの処方への反映をいたします。

(Ａ)薬剤変更

① 先発医薬品で成分が同一の銘柄変更（例：アムロジン錠 5mg⇔ノルバスク錠 5mg）

② 内服薬の剤形変更（例：錠剤⇔口腔崩壊錠、錠剤⇔散剤）

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（例：5mg 錠１回２錠⇔10mg 錠１回１錠）

④ 湿布薬や軟膏での数量について製品規格数量へ合わせる為の変更（例：28 枚⇔30 枚）

(Ｂ)調剤方法変更

⑤ 医療上の必要性が認められる場合の一包化調剤

(Ｃ)日数適正化

⑥ DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週 1 回、月 1 回製剤が、連日投与の他処方と同一日数で処方されている場合の投与日数の適正化

⑦ 「1 日おきに内服」と指示された処方薬が、連日投与の他処方と同一日数で処方されている場合の投与日数の適正化

(Ｄ)用法変更

⑧ 用法が「医師の指示通り」と処方箋に記載があり、具体的用法については別紙または口頭で指示されている場合の用法追記

(Ｅ)残薬調整

⑨ 継続処方された処方薬に残薬があるために投与日数を短縮しての調剤

FAX 番号　0267-68-6950

■お願い事項

※ 患者様に不利益がないこと、患者様に了解を得ていることが原則です。

※ 金銭的負担が増加する場合は、十分な説明および同意の上で、変更、調剤をお願いします。

※ FAX 連絡の書式は問いません。処方箋備考欄に変更内容を記載したものでも構いません。

※ 患者様への適正な薬物治療管理において、医師への詳細な情報提供が必要な場合には、併せて服薬情報提供書（トレーシングレポート）のご活用をお願いします。